

酒類販売業免許申請書（CC1-5104）の記載要領

- この申請書は、酒税法第9条第1項の規定により酒類の販売業免許を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、申請販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 「申請者」欄の「氏名又は名称及び代表者氏名」、「販売場の所在地及び名称」欄の「名称」及び「酒類販売管理者の選任（予定）」欄の「氏名」には、必ずふりがなを記載してください。
- 「販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載するとともに、その位置を明瞭に記載した図面として申請書次葉1「販売場の敷地の状況」を作成してください。
 - 「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書の地番）を記載してください。

なお、申請販売場の建物が複数の土地（地番）にかかる場合は、すべての地番を記載します。
 - 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。
 - 複数階に係る店舗において酒類を販売する場合、店舗の所在する地番若しくは売場を設置しようとする階（地階、1階等の別）又は店舗の一部を賃借しているときはその賃借場所
 - 船舶内において酒類を販売する場合、船舶の名称、船籍港、登録番号及び総トン数
 - 列車内において酒類を販売する場合、申請者の主たる営業所が所掌している列車名等
 - 駅ホームにおいて酒類を立売りする場合、鉄道名、駅名及びホーム番号
 - 駅構内売店において酒類を販売する場合、駅の所在する地番及び「〇〇鉄道〇〇駅の〇〇号売店内」の旨
 - 販売場に酒類の自動販売機を設置しようとする場合は、その位置
- 「業態」欄には、次の区分により□にチェックをしてください。

（業態の区分）

 - ① 一般酒販店（酒屋、酒類専門店等）、② コンビニエンスストア、
 - ③ スーパーマーケット、④ 百貨店、⑤ 量販店（①～④以外の量販店：ディスカウントストア等）、
 - ⑥ 業務用卸主体店、⑦ ホームセンター、⑧ ドラッグストア、
 - ⑨ その他・・・①から⑧までに該当しない業態の店舗で、具体的に記載してください。
（例：ギフトショップ、ピザ宅配店、弁当・惣菜店、米穀店、果物店、生花店、菓子店など）
- 「酒類販売管理者の選任（予定）」欄には、酒類販売管理者として選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 「申請する販売業免許等の種類」欄には、免許の種類に応じ、「一般酒類小売業免許」、「通信販売酒類小売業免許」、「特殊酒類小売業免許」、「期限付酒類小売業免許」、「全酒類卸売業免許」、「ビール卸売業免許」、「洋酒卸売業免許」、「輸入酒類卸売業免許」等と記載してください。

なお、申請しようとする免許が2種類以上ある場合には、該当するすべての免許の種類について記載してください。
- 「販売しようとする酒類の品目の範囲及び販売方法」欄には、酒類の品目及び免許の種類に応じ、「全酒類の小売」、「ビールの卸売」、「洋酒（果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒をいう。）の卸売」、「〇〇の小売」、「薬用酒の卸売」、「自製酒類の卸売」、「輸入〇〇の卸売」等と記載してください。

なお、一般酒類小売業免許の場合には、「全酒類、通信販売を除く小売に限る。」と記載してください。
- 「臨時販売場の開設区分」欄には、博覧会場、即売会場（会社、官公庁若しくは団体等の職場において開催される即売会場、地方特産物、新製品若しくは贈答品の即売会場又は酒類製造者の自製酒類、酒類販売業者の自己の商標を付した酒類若しくは自己の輸入した酒類の広告宣伝のための展示等即売会場をいう。）その他これらに類する場所（野球場等の競技場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、遊園地等の季節的若しくは臨時的に人の集まる場所又はダム工事場、季節的な遊覧旅行を目的とする臨時列車内若しくは遊覧船内等の場所をいう。）の区分により記載してください。
- 「既に有している主たる酒類販売場の明細」欄には、既に免許を受けている酒類販売場のうち主たる酒類販売場の所在地、名称及びその所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 関係書類は、「酒類販売業免許等申請書類一覧表」（CC1-5104-2）により、各免許等区分ごとに定める必要書類を添付し、各申請の内容による申請書等チェック表（CC1-5104-2(1)～CC1-5104-2(8)）により確認し、これを添付してください。

なお、この一覧表に定める添付書類は原則的なものであり、実際に必要な添付書類及びその作成方法等については、事前に税務署と十分相談してください。
- ※印欄は記載しないでください。